



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





———— ジェンダーと健康 を考える ————

3年ぶりにリアル開催 人間らしく働くための九州セミナー 課題別セミナー

人間らしく働くための九州セミナー第6回課題別セミナー「ジェンダーと健康」が、6月10日、福岡市で行われました。リモート参加を合わせて130人が参加しました。ジェンダーの問題を、充実した講師陣と討議で深め、11月の本番に臨みます。

女性の特性に配慮した健康管理を

第1セッションは「ジェンダーの視点から考える労働と健康」。滋賀医科大学の北原照代医師が講師です。講義では、日本の働く女性の現状に触れ、医学生理上の男女の違いについて解説しました。また、最近の動向として「月経関連症状による労働損失が問題視されているが症状緩和のツール（低用量ピル等）の活用により改善につながりうる」としました。しかし、それだけでなく女性の特性に配慮した健康管理が求められること、そして長時間労働や夜勤交代勤務は男女を問わず労働者の健康と生活に影響を及ぼすことを強調しました。

胎児労災保険制度の導入と課題～韓国

韓国では、2021年に胎児労災保険法が作られ、2023年には「流産に関する業務上疾病認定基準」ができました。以前から韓国では、働いている人の流産率や先天性奇形児の出生率の多さが問題になっていました。国家人権委員会では、2016年に「生殖性物質を取り扱う労働者の安全及び健康権改善のための政策提言」、2018年に「労働者の業務上事由による胎児の健康損傷を業務上の災害に含めるよう」という労災保険法の改正を勧告していました。

済州医療院では自然流産4人と先天性奇形出産の4人が2012年に労災申請。流産については夜勤の負担と薬物を砕く作業等が原因として認定。奇形については、行政裁判となり、2020年最高裁で労災認定されました。

流産については、半導体産業でも問題に。エチレングリコールなどの有機化学物や長期間の交替制勤務による過労・ストレスが不妊や流産を誘発したと



いう研究が出されています。更に講師のキム・ヒョンジュさん（梨花女子大学附属木洞病院・写真）は、韓国の胎児労災法について「男性労働者の子どもへの健康影響や筋骨格系の負担、感染症等を含めた認定基準の改善が必要である」と報告。会場からの質問に答え「韓国では夜勤労働者の乳がんが労災認定されている」こともわかりました。

「月経」の近代史から考える労働者の権利

最後の報告は田口亜紗さん（成城大学民俗学研究所）。「生理休暇はなぜ日本に誕生したのか」がテーマです。「生理休暇」は世界初のユニークな制度です。欧米では医師が月経を「病気」と認めれば、労働者は「病気休暇」として取得することができます。一方、日本では労働者の「申請」のみで取得が可能です。田口さんは、「生休は欧米からの「生理の医療化」に抗して様々な言説を駆使して、戦後の労働組合の運動を背景に勝ち取っていった」と語ります。そして、取得率が1%に満たない状況や「生理の貧困」の現状に対して、生理が「医療化・個人化」されてきた課題を提起しました。

第33回九州セミナーは、11月18-19日に宮崎で開催されます。 (全国センター 岡村やよい)

〈今月号の記事〉

- 第4回読者サロン／理事会報告…………… 2面
- 各地・各団体／国公労連／神奈川／いの健
- 地方センター総会／京都／社医研…………… 3～7面
- 復員兵のPTSDと自衛隊／私の一冊…………… 8面

「食をつくる農業を安全・健康に」 「季刊誌」第4回読者サロン

「季刊誌 働くもののいのちと健康」の第4回読者サロンを5月27日に開催しました。テーマは、94号の「『食』をつくる農業を安全・健康に」です。

全国で年250～300人の農作業死亡事故

はじめに、千葉県農民連の谷川聡子事務局次長から「農作業中の事故の現状と課題」のミニ講演を聞きました。千葉県農民連は千葉県農林業厚生協会として労災の特別加入取扱い団体となっています。高齢化や生産向上のため機械の導入は不可欠ですが、千葉県内では毎年10人程度の死亡事故が発生しています。全国では250～300人。その中でも業務用トラクターの事故が30%を越えています。70歳以上の死亡事故発生割合が70%超という現状です。千葉県農民連での事故事例をみると、一人作業時に多いこと、また60歳以上、休日や休日前日に多いことが特徴的でした。男女は約半々。しかし、労災の特別加入は組合員全体の約2割で特に女性の加入が少ないことがあげられました。

使いやすい機械と保険制度を

報告を受けたあとの質疑では、機械事故以外にも虫刺されが典型的な動物に関する事故が多いことの指



摘や安全に対するコスト意識の醸成を社会的に担うというコンセンサスを作っていくことが重要ではないか等の意見が出されました。また、労災の特別加入制度の農業分野の加入が少ない点について、韓国では労働者もともにたたかって、農業従事者が使いやすい労災保険制度を作ったという例が報告され、日本の制度についても検討が必要だという意見が出されました。

埤田理事長からは「第一次産業」に働くひとの問題を取り上げる機会が少なく、生産者・消費者・労働者が共通認識を深めていくことが大切。大いに交流していこう」と呼びかけられました。17人が参加しました。 (全国センター 岡村やよい)

第3回理事会報告 「個人事業主等に対する労働安全衛生対策」について学習

いの健全国センターは6月7日に第3回理事会を開催し、24人の理事が参加しました。

秋山事務局長から前回理事会以降の経過と情勢として、いの健全国センターの委員会、また厚生労働省の審議会の動き、国会での法案審議状況、最後にいの健センターの中間決算などが報告されました。また、岡村次長から「精神障害労災認定基準の見直し報告案」と労災保険メリット制に対する裁判についての補強報告が行われました。

報告に対し寺西理事より過労死を考える家族の会の取組みが報告されるとともに、労災保険メリット制に関する裁判の問題では、労働法や行政法学者から問題点を指摘してもらうことが必要との意見が出されました。(「労働法律旬報2023年4月下旬号」に特集として島崎量弁護士と柳澤旭山大学教授から論稿が寄せられていることを紹介しておきます)。

協議事項では、政府・厚労省による精神障害の労災認定基準の見直し、個人事業主等に対する安全衛生対策に関する検討状況、アスベスト救済法の見なおし作業の状況などに対する見解をまとめるため、

労働基準行政検討会、アスベスト対策委員会で専門的に検討することを確認しました。なお、政府案がだされた場合は速やかに見解をだすこととし、タイミング



によっては持ち回りで理事に意見を求め事務局でまとめていくことを確認しました。その他、当面の日程とともに、「通信」の「私の一冊」について年内の執筆者について確認しました。

理事会後ただちに「個人事業主等に対する安全衛生対策の検討状況と課題について」の学習会が開催され、検討会の委員でもある全建総連の田久悟労働対策部長から講義を受けました。講演に対し活発な質疑も行われ、すべての働くものが安心して働くことができる社会の実現に向け、奮闘する決意を固めました。 (全国センター 秋山正臣)

各地・各団体のとりくみ

国公
労連

見て・聞いて・発信しよう!沖繩のリアル
沖繩支援・連帯行動

国公労連は5月21日～23日にかけて、「国公労連2023沖繩支援・連帯行動」を沖繩県内で実施しました。この行動は毎年この時期に実施しており、今回は「見て・聞いて・発信しよう!沖繩のリアル」をスローガンに、国公労連の各加盟単組から25人の仲間が参加して学習と交流を深めました。

1日目は、お昼過ぎに那覇空港に集合し、沖繩県営平和祈念公園(糸満市)に向かいました。「平和の礎」などを見学後、平和記念資料館を訪れ、悲惨な地上戦の状況を伝える写真や当時の生々しい証言集などを目の当たりにした参加者からは「改めて戦争の残酷さを知り二度と繰り返してはいけないと思った」という感想が聞かれました。

2日目は、辺野古での連帯行動をメインとする行動日。那覇から辺野古へと北上しました。嘉数高台公園からは普天間飛行場や米兵が上陸した読谷、激戦地となった前田高地などを見渡しました。その後は嘉手納方面へ。右も左も米軍基地のフェンスがいつまでも続く道を進み、「まるで基地の中に沖繩があるようだ」との声が上がりました。「道の駅・かでな」から広大な嘉手納基地を見渡すと、その広さと米軍機から放たれる爆音を前に、まさに「基地の



中の沖繩」を目の当たりにしました。辺野古では、沖繩県統一連の瀬長和男さんのガイドで、押し進められている工事の問題点について詳しく学びました。辺野古の海に土砂を投入するためのダンプが次々とゲート前に集結すると、参加者はゲート前で座り込みを実施して抗議の意思を示しました。最終日は豊見城市にある旧海軍司令部豪を視察し、戦時中に使われていた陣地壕で暮らす兵士たちの状況などを学びました。

今回の行動は、各参加者が沖繩で見て聞いて感じたことを地元を持ち帰り、身近な人に発信することで、沖繩だけではなく自分自身の問題として考え、国民全体でこの問題をどう解決していくかの議論を進めるきっかけにすることが目的です。国公労連は引き続きこのようなとりくみを進め、基地もミサイルもない平和な日本社会の実現にむけて奮闘していきます。(国公労連 大門晋平)

建設アス
ベスト

初めての集団的和解成立

建設アスベスト神奈川1陣訴訟

建設アスベスト神奈川1陣訴訟は、2021年の最高裁判決で、ニチアス、エーアンドエーマテリアル、MMK、ノザワ、大建工業、太平洋セメント、計6社との関係で原告22人(被害者単位)が東京高裁に差戻され、2022年2月から計4回の審理がすすめられてきました。

2022年11月22日に開かれた第4回期日で結審。裁判長から「和解による解決が望ましい」として被告企業に和解を勧告。年明けから和解協議がおこなわれてきました。

2023年5月19日、左官の原告4人とノザワとの和解が成立しました。内容は、ノザワが、最高裁判決において、建材メーカーが一定の要件のもとで被害者に対して損害賠償義務を負うと判断されたことを厳粛に受け止め、同最高裁判決等を踏まえ、控訴人らに深くお詫びし、控訴人らに対し解決金を支払うというものです。



建設アスベスト訴訟で集団的和解が成立したのは全国で初めてで、これまで解決に背を向け続けてきた建材メーカーが全面解決に向けて足を踏み出す大きな転機になる重要な成果です。

ノザワ以外の被告企業5社は和解を拒否し、5月31日、19度目の原告勝利判決が下されました(写真)。建材メーカーは判決を受入れ再上告せず解決を決断すべきです。原告団は、基金制度に企業が参加し被害者全員を救済することを求めています。

(神奈川県建設労働組合連合会 内藤賢介)

「いの健」地方センター 各地で総会開かれる

埼玉 理研のたたかいの報告 第24回総会

5月26日に、第24回埼玉センター総会を、埼玉総合法律事務所で開催しました。1部は記念講演。埼教組金井宏伸青年部長より「今こそ職場に組合力を」と講演を受けました。金井先生は、「埼教組が要求してきた労働安全衛生推進活動をきちんと学校に位置づけることが基本方針の文言に入れさせることができた。教職員の働き方についてSNS上で吐露していた人たちが、自分たちが職場を変えようとなってきている。組合が声を上げれば共感する人たちが必ずいる。職場の中心として働いている若い世代にどうアプローチするか。組合活動を目に見えるようにし、衛生推進活動と両輪で進める。これからを担う世代に組合に入ってもらうためにも大きなチャンスと思いながら、日々活動している」と語りました。

総会では3つの団体が活動報告。①埼玉民医労。コロナ禍の医療介護は今まで以上に過酷な労働環境になっている。夜勤を含む長時間労働に加えて、クラスター発生を防ぐため、日常生活にも感染対策が求められる。コロナが5類になっても医療介護の現場の厳しさは変わらない。慢性的な人員不足の労働環境の改善は喫緊の課題。職員の心身の健康を守るために、労安委員会活動を重視していきたい。根本的には、医療社会保障を充実させる政策転換が求められる。

②自治労連：「自治体職員の勤務実態と労安の取り組み」について文書での報告。③理化学研究所労働組合。「研究者10年上限雇止め問題の現状と今後について」。「当初、全員雇止めといった理研ですが、全体で380人の



雇止めに対して何らかの形で196人が理研に残れたことは、たたかいの成果だと思います。しかし、3月で理研を退職となった人も97人。復職を求めて闘っていきます」。

方針と役員が承認され、WEB併用でしたが成功裏に終了することができました。

(埼玉センター 南 利之)

神奈川 健康で長く働ける職場に 第25回総会

5月27日、38人(会場28人、リモート10人)が参加しました。竹内裕哉会長は、「すべての働く人々の健康と安全を守るために、政治とのたたかい、一つひとつの労災認定や人権侵害にたいするたたかいを積み重ねていこう」と挨拶しました。

第1部は、長谷川貴子さん(衛生工学衛生管理者)が「川崎協同病院の労安活動報告」と題して特別報告。長谷川さんは、「労安活動は、労働者が朝出勤して帰るまで健康で安全に働いているかチェックする重要な委員会」「労安活動は、知れば知るほど面白い、やればやるほど楽しい、まずは“知ること”“知ってもらうこと”」「健康で長く働き続けられる職場がみんなの願い」として、小規模事業所での労安活動や労組の役割を話しました(写真)。



第2部の総会では、官・民の労組や弁護士、被災者やアスベスト争議団から7人が報告しました。精神障害の労災認定を勝ちとった被災者のお姉さんは、「神奈川センター・神奈川労連の支援で認定された。安全・安心に働ける社会にしたいと願っている」と謝意を述べました。

第3部の被災者・遺族の交流会には24人が参加しました。被災者からは「途方に暮れているなかで、くじけずに頑張ることができた」と謝意が、支援者からはそれぞれが抱えている安全衛生に関する問題や「神奈川センターの学習交流会が参考になり職場の声をくみ上げて成果をあげている」ことが紹介され、勇気の湧く交流となりました。

(神奈川センター 鈴木信平)

兵庫 過労死防止に

5月20日神戸市で、いの健兵庫センターの第11回総会と過労死・過労自死について

の講演会が開催され、労働の継続と強化・発展、相互連帯の強化、役員労働相談体制やホームなど日常業務の課題などが提案されました。

総会后、神戸新聞論士の中部剛氏が「過労死すること」と題して、過いて話をしました(写真)

中部氏は、過労死が家族や遺族が裁判をについて、裁判を起すこと、また、労災の中で精神障害の申請が、認定される『過労死』の一角で、『過労死』の把握できていない問題点した。また、『過労死』は3つのアプローチがフケアとして、自分のとができる厚生労働省介。2つ目は職場での医学的なアドバイスやに2つ目について、同に気づきやすい同僚のました。労働組合の存在死・過労自死』を防ぐ労働や長時間労働の改点をいち早く把握するりました。

最後に、川崎重工業ニア過労死事件の原告崎重工業の企業体質がわっていないことを支理不尽な対応と重なり動で「川重・過労死・ることを実感していま

私たちができること 第11回総会



した。いの健兵庫の運
に向けて、会員拡大と
・事務局体制の継承、
ページ、SNSの活用
について改善していくこ

説委員で社会保険労務
死防止へ、私達にでき
労死・過労死自死につ
真)。

発生する要因や残され
起こしてたたかう意義
して企業の社会責任を
・公務災害の申請件数
申請件数は増加している
死・過労自死』は氷山
過労自死』の実態が把
などを丁寧に説明しま
・過労自死』を防ぐに
必要で、1つ目はセル
状況をチェックするこ
の「こころの耳」を紹
同僚の支え、3つ目が
治療が必要であり、特
じ労働環境の中で問題
支えが大切だと指摘し
生にも問いかけ、『過労
ためにも職場での過重
善について対話で問題
ことが求められると語

(株)・中国出向エンジ
から訴えがあり、「川
過去の争議から全く変
援集会で知り、会社の
ました。宣伝や署名活
裁判事件が広がってい
す」と語りました。い

の健兵庫もみなさんとともに、『過労死・過
労自死』がなくなるよう活動を続けていきま
す。(兵庫センター 佐野 旦)

宮城

相談事例の共有を

第23回総会

いの健宮城県センター総会が6月10日、15
人の参加で開催されました。前半は広瀬俊雄
医師による「いの健センターの役割—今日的
課題」と題する講演が行われ、全国センター
誕生に至る経緯や運動の課題について自身の
実践も交えながら語られました。産業医の専
門家育成が喫緊の課題であることや他業種の
課題や取組の様子を共有し合うことの大切さ
が訴えられました。

後半の総会では、対面での活動を活発化さ
せる方針が承認されました。討論では次の発
言がありました。「労働時間の規制により、
逆にストレスがたまる結果になっている。仕
事に見合う時間の保障がないため持ち帰り残
業が増えている」(国公)、「職員に欠員が生
じている。時給を上げてでも応募が見込めず、
今の職員数でも可能な負荷の少ない効率的な
作業システムづくりを研究中」(宮城一般)、
「一日2万歩も異動する労働で体力的にきつ
いが、改善相談にも応じない」(ソニー労
組)、「教員の時間外労働削減は待ったなし。
今の文科省案では働き方の軽減にはつなが
らない」(宮教組)、「コンビニ店の経営は人手
不足で時短どころか休むこともできない」
(宮商連)、「非正規の実態をつかむ必要があ
る。革新懇ニュースを通して、いの健がつか
む相談事例を他の団体でも共有できる機会づ
くりをしていきたい」(参与)。

(宮城センター 遠藤利美)



山口

現場から働き方を考える

第26回定期総会・学習交流会

山口県労安センターは6月3日に第26回
総会・学習交流会を開催しました。

職場には、長時間・過密労働が蔓延し、人



員不足が常態化しています。県内でも三菱重
工下関造船所のじん肺被害や過労死等、労働
者のいのちと健康が脅かされる事態です。総
会では、労働安全衛生活動アンケート、過労
死等防止対策推進シンポジウム、労災(公務
災害)認定闘争の取り組み、労働行政への申
し入れ等、いのちと健康をめぐる状況と取り
組みが報告されました。

方針では、人間らしく働くためのルールを
まもり安全な労働を保障する職場と社会を築
こうとの提案がありました。特に、人間の発
達を支える教育の現場で「人間らしく働くた
めのルール」が守られないことは、子どもた
ちが「人間らしく働くためのルール」を学習
しないまま育ち、過労死予備軍へと導くこと
になりかねません。労基法に基づいた「人間
らしく働くためのルール」を徹底することが
重要で、賃金の未払いは人権問題だという認
識も重要だと強調されました。

学習交流会では、山口自治労連・河野祐治
執行委員長、医労連・相山智昭書記長、高教
組・中原幸一書記長が公務・医療・教員の働
く現場から長時間過密労働の実態や影響、人
員不足に関わる報告が行われ、フロアからは、
情報発信して世論に訴えることや、安全衛生
委員会の活用などの意見が出されました。

働くものの心の健康が、職場で深刻な問題
となっているなかで、公務・医療・教員の現
場では、自分の生活や健康を犠牲にする長時
間過密労働が蔓延しています。報告からは、
政府の政策が人員不足を顕著にしていること
が示され、国民主役の政治に変えていく必要
性が明らかになりました。各々の職種の実態
の報告、いのちと健康についての取り組みな
どの交流によって、安心して働くことができ
る職場づくりをめざすために、何が必要か、
何に取り組むべきかを考える機会になりました。
(山口センター 船岩 充)

「いの健」地方センター総会

長野

誰でもできる労安活動と労組の役割 第24回総会・学習会

6月3日に第24回働くもののいのちと健康を守る長野センター総会・学習会が松本の労働会館にて開催されました。ZOOMも併用し、会場14人+W E B 10人の計24人の参加で行いました。始めに、「心身の健康を守る職場で誰でもできる労働安全衛生活動と労働組合の役割」と題して、いの健全国センター理事・社会医学研究センター理事の佐々木昭三氏から講演をして頂きました(写真下)。前日の台風の影響で急遽WEBでの講演となりましたが、事前に頂いていた資料とレジメを使いわかりやすく講演して頂きました。7～8時間の睡眠、決まった時間の食事、自由な時間の確保、地域や社会的な活動も含め人間らしく過ごせる基本原則が実現できる8時間労働制の意味や、健康で人間らしく働くこと



ができるために、労働安全衛生法があり、職場で労働者・労働組合が労働安全衛生委員会に参加し、主体的・主導的に活動に取り組むことの重要性を学びま

した。

総会で鈴木直美理事長は、「コロナ感染症が5類に移行し、世



間はだいぶ行動制限が緩和されてきて活動が活発になってきている。しかしまだまだ医療・介護現場は厳しい状況。感染状況を見ながら、いのちと健康をまもるために会の活動がいっそう重要になってくる。総会での議論を活発に」と挨拶されました。

八重田景子事務局長から、2022年度活動の総括、2023年度活動方針、決算報告と予算、2023年度役員の提案がされました。組織報告では、建交労労職支部の濱田貢也さんより「労災職業病となった労働者の救済活動の取り組み」について報告がありました。次に、長野過労死を考える家族の会の小池宜子さんより「家族の会の取り組みと吉田午郎さんの労災認定を勝ち取る取り組み、労災保険の支給決定に対して事業主による取り消し訴訟を認めた判決が出されたことについて」の報告がありました。

総会では、すべての議案が承認されました。

(『長野センターニュース』より)

千葉

県センターの労安学校を再開 第25回総会

千葉県センターは5月20日に船橋市勤労市民センターにて、第25回総会を開催しました。新型コロナウイルスによる行動制限が無い中での開催は4年ぶりで、昨年・一昨年よりも多くの参加がありました。一方で、今期は現役の前常任理事が亡くなり総会で黙とうを行いました。

総会では、千葉県センターの1年間の取り組み報告と次年度の活動方針を確認しました。新型コロナウイルス禍で行動制限がある中でしたが、県センター独自の取り組みとしての労働安全衛生学校がありました。これは2021年度から開始したもので今年度は2回目の開催です。平日の夕方2日間に分けて開催しました。第1回目は2022年9月に①労働組合活動としての労災認定請求②労働者救済制度の活用③メンタル不調者からの相談への対応④安全衛生委員会を職場で活かす取り組み方の2講座という形で開催しました。また、毎年11月に開催される過労死等防止対策シンポジ

ウムは実行委員会形式で行われ、千葉ではいのけんセンターが中心的役割を果たしています。100人参加の目標に対して当日は74人の参加がありました。

総会参加者・団体からの発言と報告は5件ありました。S市(佐倉市)教育委員会過労自死裁判では佐倉市教育委員会の安全配慮義務違反を問う裁判がたたかわれています。遺族と弁護団の呼びかけに応じる形で県センターとして裁判を支援する会に参加し、遺族には支援する会の活動を強化するために県センターに加入してもらいました。

千葉土建からはアスベストの闘いの報告がありました。建材メーカーに対する責任追及と地方議会で建設アスベスト給付金の拡充を求める意見書採択運動、そして国会・省庁要請など国に対する取り組みが報告されました。労働組合からは、「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」の取り組みや春闘の報告がありました。また単組からは労働安全衛生委員会の在り方、主に小規模事業所での労働安全衛生委員会の開催と職場の安全をどう守るかについての報告がありました。

(千葉センター 本道 晋)

各地・各団体のとりくみ

京都

キーパーソンは労働組合

第30回京都労働安全衛生学校

5月27日、今年30回目の開催となる「京都労働安全衛生学校」が、京都総評との健京都センターの共催で開催されました。参加はのべ29人でした。

第1講義は、全労働京都支部の山田英輔副委員長（労働基準監督官）の「労働安全衛生法と職場のローアン活動の進め方」。山田副委員長は、①労働安全衛生法の概要、②労働安全衛生行政の動向、③安全衛生管理体制・組織、④事業場における労働災害防止のための具体的措置、⑤安全衛生管理活動・労働安全衛生マネージメント、⑥この間の労働安全衛生関連の「働き方改革」、⑦労働安全衛生行政における重点課題について簡潔に説明しました。特に、安全衛生委員会における労働者委員の役割＝労働安全衛生の基礎知識をしっかり習得し、委員会での確に発言する重要性を強調しました。

第2講義は、AとBに別れ、Aは全労働京都支部の本間徹さん（労働基準監督官）が「ハラスメント防止法と職場のハラスメントをなくすとりくみ」について、Bは京都職対連の芝井公事務局長が「これって労災？～労災保険法入門」について講義しまし

た。

「ハラスメント」の講義で、本間さんは、厚労省のハラスメントのパンフレ



中野宏之・京都総評副議長の挨拶

ットを使って、労働施策推進法に定められた事業主のハラスメント防止措置の義務付けについて説明。職場におけるハラスメントの内容と代表的な類型、ハラスメント指針に定められている事業主が講ずべき措置を、具体的な裁判例の紹介も行いながら、わかりやすく説明しました。

「労災保険法」の講義では、芝井さんは、労災保険法の概略、労災申請・請求の手続きと認定の仕組み、労災発生状況（新型コロナ、脳・心臓疾患&精神障害、アスベスト）と労災請求の困難さについて説明しました。そして最後に、「損なわれた健康、失われた命はもどらない。一番大切なのは、働くことが原因でいのちや健康が奪われない職場と社会を作ること。キーパーソンは労働組合だ」と強調しました。
(京都センター 岩橋祐治)

社医研

大きな視座から働き方を見直そう

学校の労安活動交流会

6月11日、学校の労安活動交流会を開きました。オンライン形式にしてから今回で5回目となります。

全体会では、はじめに全教の教職員実態調査の報告を、吹上勇人さんからいただきました。まだ、過労死ラインに迫るような働き方がされている実態がよくわかりました。

全体会のメインは産業医についてです。阿部眞雄さんから「産業医から見た教職員の労働の現状と課題、産業医の役割」と題しての講演をいただきました（写真）。内容は次の4項目です。

- 1、教職員の労働と健康課題、全教の調査を元に
- 2、産業活動：産業医の活動、意義・目的・効果
- 3、働き方改革と産業医：産業医の法的な位置づけと報酬等
- 4、学校での産業医：産業医はどんな活動を行うのか

一つ一つの質問に丁寧に答えていただきました。

阿部さん自身の講演の副題は、一絶望と希望、苦

悩と成功、生きる意味—「豊かな人生を生きる」となっています。自分の人生の大きな視座から働き方を見直し、そのために労働安全衛生活動が必要であるとしています。



杉本正勇さんから埼玉の働き方改革の進捗状況が報告された後、分散会で働き方改革について交流をしました。

5つの分散会では、行政による負担軽減の取り組みや個人・学校での工夫の現状を出し合いました。私が参加した分散会の様子を述べます。

小中学校と高校・支援学校では、労安体制の有無が大きな差異です。阿部先生の話にもあった、職員の対話がされていると思われる報告もありました。また、負担軽減策が立てられても、油断すると土曜行事が復活したりするので、たゆまぬ努力と総合的な提案が必要という話もありました。

給特法の改正にむけて勤務時間把握の問題が大事なこと、ハラスメントや部活の方向性など次回の交流会でさらに論議したいと思いました。

(社医研センター 大里総一郎)

復員兵の父親の心神喪失はPTSDだった 2度と戦争をしないためにこの事実を知らせたい

5月9日に参議院議員会館で「シンポジウム 脱・戦争」がありました。主催はPTSD（心的外傷後ストレス障害）の日本復員兵と暮した家族が語り合う会（語り合う会）。

語り合う会代表・黒井秋夫さんの話：父は戦線の軍曹になって15人くらいの部下を抱えて中国戦線の最前線で戦い、戦争から帰ってきて40年以上経って、無口で何も言えない姿になって最期を迎えました。戦争のことは何も言わずに逝きました。私は父の姿を見て、こんな無様な男はこの世にいるものかと何十年も思っていました。大学で歴史を専攻しながら、戦争に行った父親がすぐ身近にいながら『なぜそうなったのか』想像力すら働かなかった。それがベトナム帰還兵の、PTSDに苦しんで家族もボロボロにしてしまったというDVDを観て、初めて気がつきました。その時に『父親たちの無念をうずもらせてなるものか』という一念で語り合う会を2018年に立ち上げました。

原爆・大空襲・傷痍軍人のことなどは知られていますが、復員兵が心身共に病みアルコール中毒になったり家族に暴力をふるうようになったことは、ほとんど知られていませんでした。NHKの番組や語り合う会の活動、また3月には国会で共産党の宮本徹議員が質問で取り上げるなどして少しずつ知られるようになりました。黒井さんは「新たな戦争が起きるかもしれない状況の中で、もっと多くの人に知ってもらい、世論を作りたい」と訴えていました。

シンポジウムのタイトル「脱・戦争」は、復員兵のPTSDは自衛隊の問題に繋がっていることを伝える意味があります。ジャーナリストの三宅勝久さ



黒井秋夫さんと三宅勝久さん

んは「自衛隊員のメンタルヘルスの状況は、イラク派遣の頃から問題が起きているのではないかと伺わせる状況が起きていた。イラク戦争と前後して、自殺者数が非常に増えた。またハラスメントが理由で退職者が増えると、それがストレスになりハラスメントが起きる。どうやったらなくなるのか?いくら裁判をやり、おかしいことだと告発しても、変わっていく感じではない。自衛隊で起きた大きな事故などで、事実を隠蔽し最高幹部が責任を取らないでいられたら、なくならないだろう。国に責任があるとすれば、国民・世論が許してしまっていることにも問題がある」と話しました。

黒井さんは20年に、自宅の敷地の一角に「PTSDの日本兵と家族の交流館」を作りました。入り口には白旗が掲げられているそうです。

(全国センター 宮沢さかえ) 会ホームページ

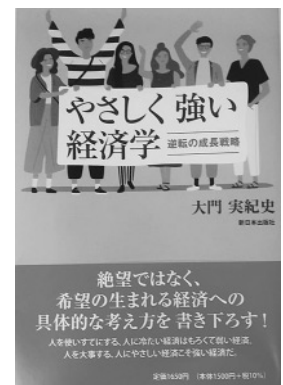


私の一冊 ③〇 宮城センター 遠藤利美 『やさしく強い経済学』

この本では、新自由主義が20年来、大企業・富裕層のもうけを優先し、賃金を抑え、社会保障を改悪して大企業・富裕層と大多数の国民との経済格差を拡げてきたことをわかりやすく説明し、そこからの転換を訴えます。安倍政権は企業の利益が増えれば国民に分配されると訴えましたが、全くの嘘でした。日本では実質賃金が20年前から年収で22万円も減少しているのに、人件費を削減し減税の恩恵を受けた大企業の内部留保はこの間に130兆円増え466兆円に達しました。分配どころか本来国民が受け取るべきものが大企業に蓄積されたのです。

著者は「分配から成長へ」とまず分配が先だ、と訴え「優しく強い経済」を提案します。企業は「社

会保障の充実や最賃アップ、賃上げの体力はない」といいますが、「社会保障はGDPの2割以上を占める大きな経済」「社会保障の経済効果をトランポリン経済といい、やり直しがきく社会こそ強い経済」と主張します。私には最賃が上がることやジェンダー平等指数と経済成長との相関関係を知ること、日本が進むべき道がはっきりと見え



新日本出版社
大門実紀史